未来館 NEWS

2021 AUTUMN
VOL. 80

特集　性教育の必要性と重要性

特集 性教育の必要性と重要性

国では、令和2年度「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を取りまとめ、令和4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間として、子どもたちを性暴力の加害者や被害者、傍観者のいずれにもならないよう、取組が進められています。

子どもたちが日常的に利用しているインターネット等を通じて、アダルトサイトにつながったり、性犯罪や性暴力に巻き込まれるなど、身近なところに危険は潜んでいます。

性に対して正しい知識を身につけること、困った時にどうしたらよいかなど、性教育の重要性は高まってきています。

1 国や県の性暴力に関する調査から性被害の現状について

性暴力は、年齢にかかわらず、男性から女性、女性から男性、同性間でも起こります。内閣府の男女間における暴力に関する調査（令和2年度）によると、無理やり性交等をされた被害経験の有無について、男女合わせて約24人に1人、女性は約14人に1人が被害に遭っています。また、加害者との関係を聞いたところ、「交際相手・元交際相手」が29%、「配偶者・元配偶者」が27%と、面識のある人からの被害が大多数を占めています。（グラフ1）

県内では、「性暴力等被害救援協力機関SACRAふくしま」で受けた相談が240件（令和元年度）となっており、年々相談件数が増えています。（グラフ2）

望まない性的な行為は、すべて性暴力です。私たちはそれぞれ、自分の心と体を尊重される権利を持っています。性暴力はその権利を侵害するものです。

グラフ1 加害者との関係

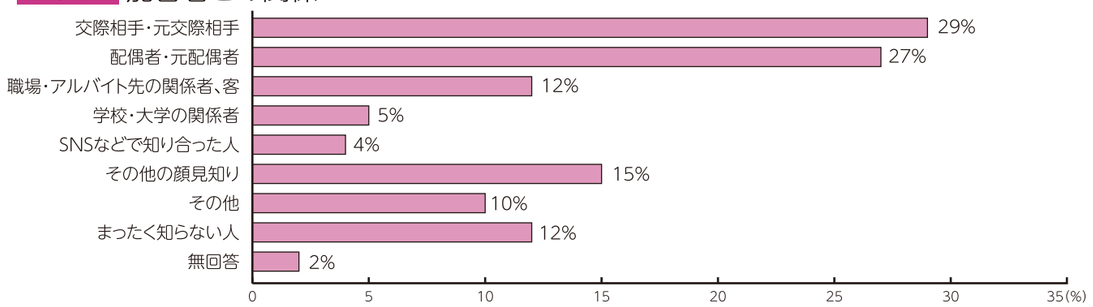

（出典：内閣府 男女間における暴力に関する調査【令和2年度】）

グラフ2 SACRAふくしま支援状況推移

電話	面接	直接支援	（年）
53	3	12	2013
101	13	4	2014
89	8	21	2015
98	7	44	2016
129	10	13	2017
165	9	23	2018
181	7	51	2019
226	5	9	2020

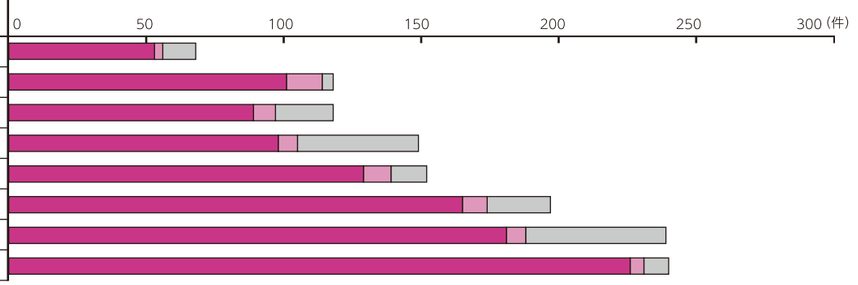

（出典：公益社団法人ふくしま被害者支援センター会報令和3年2月第34号）

2 「生命（いのち）の安全教育」について

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」によれば、内閣府と文部科学省が共同で、「生命（いのち）の安全教育」を推進しています。この取組は、子どもの発達段階に応じた教材イメージや教職員向けの指導手引き等を作成し、令和3年度からは教材イメージ等を活用したモデル事業を実施しています。令和5年度には全国の小中高校において、地域の実情に応じた教育を実施する予定です。

特別支援教育では、小・中学校向けの教材を活用しつつ、児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の状態等に応じた個別指導を行うこととしています。

教材のイメージ主な内容（文部科学省のサイトより引用）

【幼児期】

●「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
●相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
●いやな触られ方をした場合の対応　等

【小学校（低・中学年）】

●「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
●相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
●いやな触られ方をした場合の対応　等

【小学校（高学年）】

●SNSを使うときに気を付けること　等

【中学校】

●自分と相手を守る「距離感」について
●性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
●性暴力被害に遭った場合の対応　等

【高校】

●性暴力とは何か
（デートDV、SNSを通じた被害、セクシャルハラスメントの例示）
●二次被害について
●性暴力被害に遭った場合の対応　等

性犯罪・性暴力被害相談窓口

困ったことや辛いことがあったら、迷わず相談してみましょう。
あなたの気持ちを、まずは話してみませんか。

SACRAふくしま（性暴力等被害救援協力機関）

☎ 024-533-3940
相談受付：月・水・金曜日／10時～20時、火・木曜日／10時～16時
※祝祭日・年末年始は除く。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（内閣府）

全国共通番号　#８８９１（はやくワンストップ）（最寄りのワンストップ支援センターにつながります）
受付時間など、詳細は下記のページをご覧ください。
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html

性犯罪被害相談電話（警察）

全国共通番号　#８１０３（ハートさん）（発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。）
性犯罪・性暴力被害者等の相談に応じる警察の窓口です。

警察相談専用電話（警察）

全国共通番号　#9110
（発信場所を管轄する都道府県警察の本部の総合窓口につながります。最寄りの警察署でも対応します。）
犯罪被害の未然防止に関する相談等、各種相談に応じる警察の窓口です。

女性の人権ホットライン（法務局・地方法務局）

☎ 0570-070-810（最寄りの法務局・地方法務局につながります。）
平日：午前8時30分～午後5時15分
女性をめぐる様々な人権問題についての相談窓口です。

Cure time

毎週月・水・土曜日の午後5時～9時　　性暴力の悩みをSNSで相談できます。

※最新情報は、各ホームページをご確認ください。

女性に対する暴力をなくす運動（パープルリボン運動）

毎年11月12日～25日は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。また、今年度は「性暴力をなくそう」をテーマに様々な普及活動を行っています。

BOOKS センター図書室の「性教育」に関するおすすめ本

『おうち性教育はじめます　一番やさしい!防犯・SEX・命の伝え方』

【分類5206/フ】フクチマミ/著　村瀬幸浩/著　KADOKAWA　2020年

性に関するあらゆる疑問に、大人として子どもにどう答えればいいのか悩んでいるという方もいるのではないでしょうか。この本では3～10歳の子どもがいる家庭を主な対象として、性に関するあらゆる疑問や答え方などが丁寧にまとめられています。大人も一緒に正しい知識を得て学ぶことで、子どもが自分自身を守り、幸せな未来を生きる助けになるはずです。

『生理ちゃん』

【分類5206/コ】小山健/著　KADOKAWA　2018年

様々な立場の女性たちが生理にまつわる出来事に向き合っていく様子を描いたコミックスです。2019年に実写映画化され話題になりました。女性の生理をキャラクター化した『生理ちゃん』の他、人間の生理現象に関するキャラクターたちが表現されています。彼らは登場する人物に対し痛みや辛さをもたらしつつも、優しく寄り添い助言も与えてくれます。シリーズ全4巻通して、自分の心と身体をもっと大切にしようと思わせてくれる作品です。

問い合わせ　福島県男女共生センター図書室　☎0243-23-8308
開館時間　9時～20時（休館日前日は17時、休館日は月曜日）

寄稿

～明治44年福島の地方新聞にいた～

木村よしの・女性記者伝 ②

元福島民友新聞社取締役
町田　久次

木村よしのさんという女性が、福島市の福島民友新聞に入社したのは、明治44年（1911）5月7日のこと。

その彼女がどんな記事を書いていたのでしょうか。当時の新聞をめくっていくと、同年5月から8月にかけ4か月の間に、30本もの連載記事が見つかりました。「訪問・本県師範女子部」「潜りやの八十婆」「授産場訪問」という署名入りの見聞記。圧巻は14回続いた「女から見た女」。

このシリーズは、福島の芝居小屋で公演中だった女優・井深玉枝や活動写真の女弁士などを訪ねるなどした異色のもの。かつ彼女の記事は、社会の実相に生きる女性の姿を独自の視点で描いていて、人々の心を強く打つものばかりでした。

記事には、哲学者ニーチェの名や矛盾撞着、列強環視、プライド、オーソリティーといった、やたら難解な言葉や、外来語がぽんぽんと飛び出します。きっと高度な学識や教養を持ち、かなりの力量を持った記者だったことが推量されるのでした。

また、女性解放運動の闘士として一世を風びした福田英子氏の「思い出」まで登場。彼女はいったい誰なのか？　ますます謎が深まってくる……。

入社の辞

◀木村よしの「入社の辞」
（明治44年5月7日　福島民友新聞、県立図書館蔵）

町田 久次 さん
1971年～2011年福島民友新聞社に在職。
現在、会津若松市男女共同参画推進実行委員会委員、下村満子の「生き方塾」応援団

お知らせ　連載の詳しい内容が10月末、東京・郁朋社より新著『木村よしの・おんな記者伝』として、刊行になりました。

ジェンダーについて学ぶ学生の取組紹介

今回は、大玉村立大玉中学校3年生の総合的な学習の時間において、学校や地域に「LGBTQ(※1)」についての理解を広めようと取り組んでいるグループを紹介します。

お話を伺ったのは、教員の齋藤真実先生と、3年生の國分麻衣さん、本多美園さんです。

(取材日:令和3年9月21日)

左から本多美園さん、國分麻衣さん

「LGBTQ」への理解と、それを広める取組はどのように始まったのですか?

齋藤先生 今年4月に始まった3年生の総合的な学習の時間の中で、SDGsを広く捉え、今、日本や世界で解決しなければいけない問題について学習することになりました。「差別・偏見問題」「少子高齢化」「国際協力」「環境問題」「経済対策」の5グループに分かれ、その一つの「差別・偏見問題」グループの生徒たちは、差別の中で最初に解決すべきものについて話し合いました。その結果、「ジェンダー」をテーマとし、周囲に理解されずに苦しんでいる人に寄り添うためにはどうしたら良いか、自分たちに何ができるかなどについて考え、まずは自分たちがジェンダーに関する差別について知ることから始めました。

生徒たちは、差別を解決するため、さまざまな性が存在していることを理解して欲しいと考え、「LGBTQ」に関するパンフレット(写真1)を作成することにしました。さらに、パンフレットの内容を理解し、賛同いただける方につけてもらえるバッジ(写真2)も制作しました。

きちんとした内容のパンフレットにしたいと思っていたところ、男女共生センターの職員による学校向けの出前講座(※2)があることを生徒が調べてきたことから、男女共同参画やLGBTQに関する講話をしていただきました。

(写真1)パンフレット
いくつかの挿絵は生徒さんが書いたものです。

(※1)L(レズビアン、女性同性愛者)、G(ゲイ、男性同性愛者)、B(バイセクシャル、両性愛者)、T(トランスジェンダー、心とカラダの性が一致せず、違和を感じている人)Q(クエスチョニング/クイア、自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人)、単語の頭文字をとった言葉で、性的少数者(セクシャルマイノリティ)を表す総称の一つ。

(※2)当センターで実施している「次世代スクールプロジェクト」のこと。県内の小・中・高等学校、特別支援学校を対象に学校と連携して、男女共同参画を学ぶ授業を行っています。詳しくは、ホームページをご覧ください。

作成したパンフレットとバッジはどのように活用されますか?

國分さん 地域の方に配りたいと思いますが、コロナ禍の今、難しいところです。まずは、10月に実施予定の文化祭で学習してきた成果を発表する予定ですので、その時に、保護者の方や他学年の生徒たちに「LGBTQ」に関する理解を広げられたらよいと思います。

齋藤先生 「差別・偏見問題」グループの生徒たちは、探究活動の中で、ジェンダーに関する差別がなくなれば、人を一人の人として見るようになり、差別そのものをなくすというゴールに結びつくと考え、今回の取り組みにつながりました。

調べ学習や次世代スクールプロジェクトの授業を通して分かったことや、自分の考えが変わったことを教えてください。

國分さん 学習する前までは「LGBTQ」という言葉は知っていましたが、その内容は知らず、そのことで悩んでいる人がいるとは意識していませんでした。この学習を通して、自分の中で偏見はないと思っていても、何となく男女で区別していたことに気づき、どんな人も性別は関係なく、一人の人間だと思えるようになりました。

本多さん この学習の前までは見た目で性別を判断していて、心と体の性が一致しない方のこともよくわかりませんでした。また、男性同士が手をつないでいたら、正直変だなと思っていました。

今回、LGBTQについて学習し、様々な性別の方がいて、見た目ではわからないことを知りました。また、よくわからないのに、変だと思っていたことが恥ずかしいと思うようになりました。

その他にも、例えば、女は家庭、男は仕事など、何の根拠もないのに勝手に決めつけられていることも嫌です。自分のやりたいことや自分のありのままを出すことが大事だと思いました。

作成したパンフレットをどう活用し、どのような地域になって欲しいと思いますか?

國分さん 校内でも「LGBTQ」の言葉の意味を知っている人は少なく、地域にもあまりいないと思います。LGBTQに対する理解を深め、地域の皆さんが自分の周りにもLGBTQの方がいるかもしれないと意識することで、誰もが過ごしやすい地域になっていったらよいと思います。

本多さん パンフレットやバッジは、比較的小さくて手に取りやすいように工夫しました。パンフレットを見て、LGBTQに対する差別があることを知り興味を持ってもらい、バッジをより多くの方につけて欲しいです。そして、このパンフレットとバッジが、LGBTQに対する差別、女性差別、様々な差別問題を解決するための一歩になればと思っています。

(写真2)試作したバッジ
ALLY(アライ)の文字と虹色を入れました。

味方を意味します。LGBTに対して理解・支援すること。

LGBTを象徴する色

コロナ禍における女性のつながりサポート事業

コロナ禍のいま、困っていることや不安なことはありませんか。
相談したり、安心して過ごせる場所があります。訪問相談や生理用品の提供も行います。
ひとりで悩まずご相談ください。

福島県男女共生センター相談室

●電話相談　0243-23-8320
〈火・木～日曜日〉9時～12時、13時～16時　〈水曜日〉13時～17時、18時～20時

社会福祉法人福島敬香会　福島敬香ハイム

問い合わせ：024-523-0856（月～土）

●電話相談　024-522-3245
月・水・金曜日　10時～15時

●居場所「サロンはいむ」（福島市腰浜町9-1）
月・水・金曜日　10時～15時（要予約）

●出張相談　県北地域で月1,2回開催予定

NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福島

問い合わせ：024-983-1934（月～金）

●電話相談　024-983-8360
月曜日　10時～15時

●居場所（郡山市安積町荒井字方八丁65-1　山口ビル1階）
第1・第3水曜日　10時～12時（要予約）

●出張相談
猪苗代町　12月3日（金）9時30分～12時（要予約）　白河市　12月8日（水）9時30分～12時（要予約）
喜多方市　12月10日（金）9時30分～12時（要予約）　※その他、県南地域で開催予定

NPO法人いわきふれあいサポート

問い合わせ：0246-21-7235（月～金）

●電話相談　090-2029-0997、090-9798-5856
月曜日　10時～17時

●居場所「おしゃべりカフェ『コスモス』」（いわき市文化センター（いわき市平堂根町1-4））
10月6日から 第1水曜日　13時30分～15時30分（予約不要）

●出張相談「おしゃべりカフェ『おでかけコスモス』」
南相馬市　11月14日（日）、27日（土）13時～15時（予約不要）

問い合わせ先　福島県男女共生センター　TEL0243-23-8304
※出張相談は日程が決まり次第ホームページでお知らせします。

未来館NEWS　2021 AUTUMN VOL.80

当センターに対するご意見・ご質問等がありましたら、下記までお問い合わせください。
（公財）福島県青少年育成・男女共生推進機構
福島県男女共生センター（女と男の未来館）
〒964-0904 福島県二本松市郭内一丁目196-1
TEL：0243-23-8301（代）　FAX：0243-23-8312
https://www.f-miraikan.or.jp
公式 Facebook